

沖 介 協 第 92 号
平成 23 年 11 月 15 日

沖縄県福祉保健部
高齢者介護福祉課 企画指導班 殿

一般社団法人
沖縄県介護支援専門員協会
会 長 大 城 則 子

「介護予防通所介護の利用料に関する質問」へのご照会について（依頼）

平素より当協会の活動にご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 10 月に沖縄県の委託を受け介護支援専門員として実務に従事する 1 年未満の介護支援専門員を対象に「平成 23 年度沖縄県介護支援専門員実務従事者基礎研修」を開催し、150 名が受講修了いたしました。研修では、講義とグループ演習を実践的に行い、日頃の業務の問題や課題、その対応策について検討を行いました。

その中で、受講者から下記の質問があり「介護予防通所介護の運営に関する基準」＜利用料の受領について＞第 100 条第 3 項の解釈をめぐり意見が分かれました。

つきましては、下記の質問についてご回答をお願い致します。

なお、回答内容については、当協会のホームページに掲載し介護支援専門員や介護サービス提供事業所等へ情報提供を予定しています。

記

介護予防通所介護における自己負担での利用について

<質問>

介護予防給付で、介護予防通所介護利用を希望する者が、ケアマネージメントを踏まえサービス担当者会議で生活課題への援助として、週 2 回の利用が適正と決定されたが、本人の希望でサービス利用頻度として介護予防通所介護を週 3 回以上利用する場合（される場合）、介護サービス提供事業所は、週 2 回は予防給付対象とし、他の利用日については法定代理受領外の料金（事業所と利用者の契約による自費）を徴収することは可能か。また、そのような実態があれば、介護保険事業者は県や保険者の監査、指導の対象となるでしょうか。

* ご多用の折、誠に恐縮ではありますが平成 23 年 11 月 25 日（金）までにご回答をお願い致します。